

羽曳野市バリアフリー基本構想 概要版



誰もが、安全・安心、快適で、生き生きと活動できる都市はびのきもの

平成21年3月
羽曳野市

はじめに

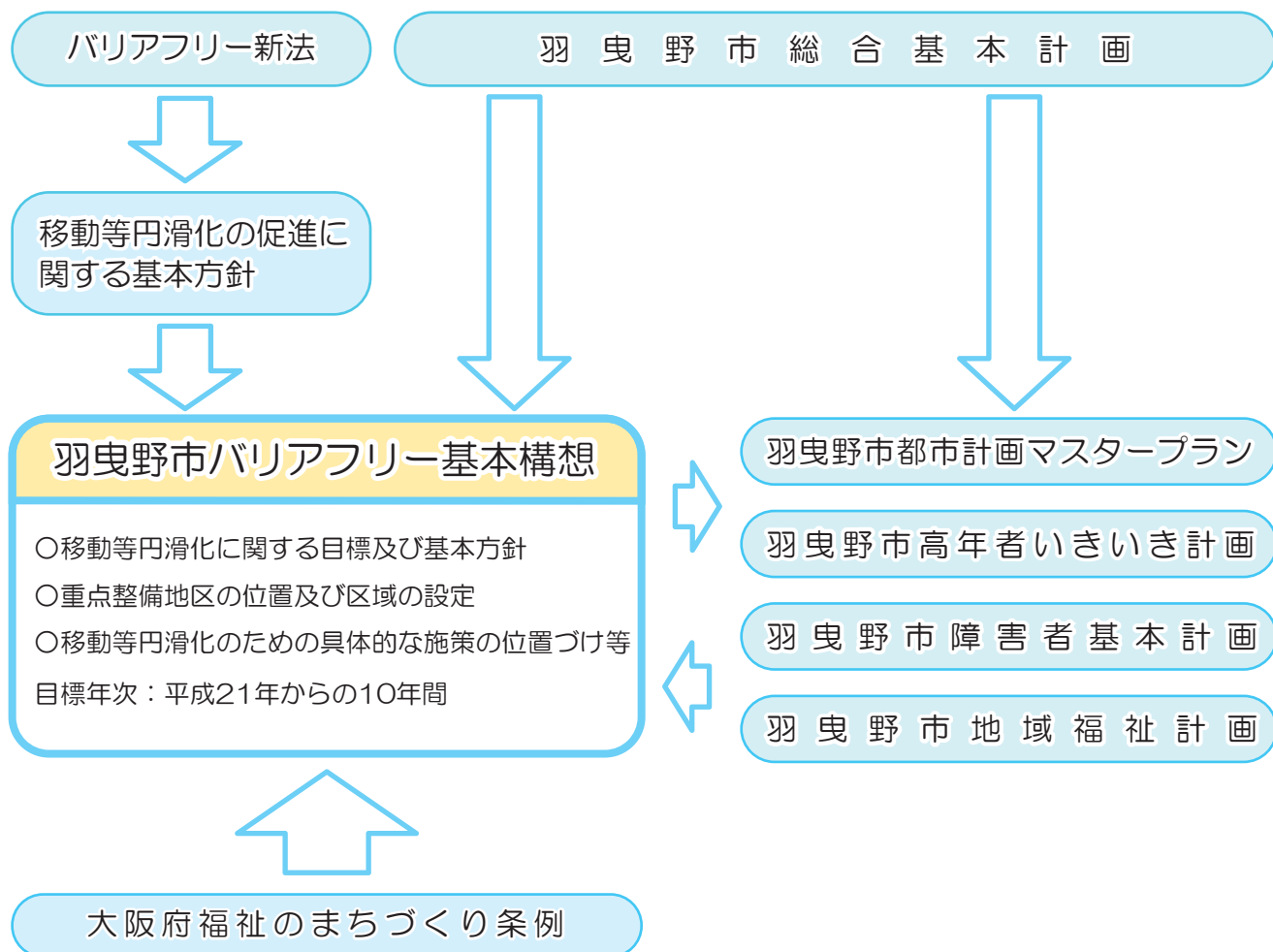
本市では、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき「羽曳野市バリアフリー基本構想」を策定しました。

本構想では、「古市駅周辺地区」を重点整備地区と位置づけ、高齢者や障害者等が生活上利用する施設及びその周辺道路等のバリアフリー化を優先的、一体的に推進していくための基本的事項や、市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合う意識を持つ「心のバリアフリー」の取り組み等について定めています。

本構想に基づき、行政はもとより市民や関係機関が連携、協力を図りながら、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者をはじめあらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みを進めます。

バリアフリー基本構想の位置づけ

本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第5次羽曳野市総合基本計画」や「羽曳野市都市計画マスタープラン」、各種の福祉関連計画等の上位・関連計画との整合を図り、策定するものです。



バリアフリー新法とは

「バリアフリー新法」は、建築物のバリアフリー化を進める「ハートビル法」（平成6年制定）と、鉄道・バス等の公共交通機関や駅等の旅客施設及びその周辺施設のバリアフリー化を進める「交通バリアフリー法」（平成12年制定）が統合・拡充された新しい法律です。

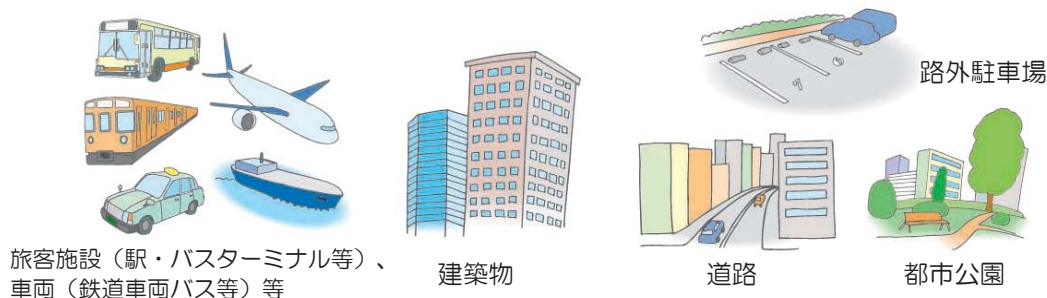
この法律により、法の適用範囲が広がり、より一体的・総合的なバリアフリー施策が推進されることとなりました。

また、ハード整備だけでなく、「心のバリアフリー」などのソフト整備のほか、バリアフリー化を進めるための「スパイラルアップ」の仕組みづくりについても位置づけています。

施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関、特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者、建築主等の施設設置管理者に対して、施設ごとに定めたバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を義務づけています。

また、既存のこれらの施設について、基準適合するよう努力義務が課されています。



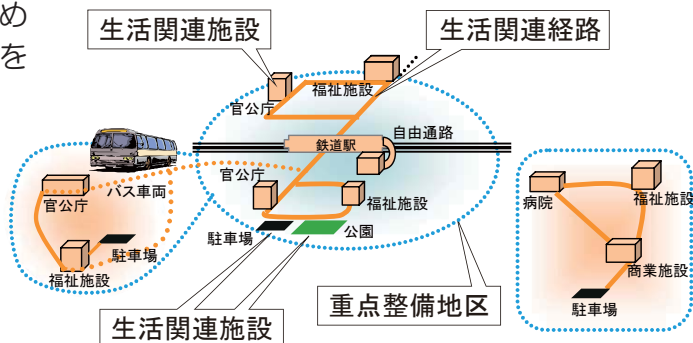
重点整備地区における重点的かつ一体的な事業の実施

○市町村による基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障害者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、バリアフリー化を推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

○基本構想に基づく事業の実施

関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、事業計画を作成し、事業を実施します。



『スパイラルアップ』と『心のバリアフリー』の促進

具体的なバリアフリー施策などの内容について高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的、継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」を国（地方公共団体）の責務としました。

また、バリアフリーの促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」を国（地方公共団体）や国民の責務としました。

基本理念

誰もが安心して安全・快適に日常生活を営む上で、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化は、必要不可欠なものであるとともに、同時に多様な社会参加が可能となり、人々が生き生きと活動し、活発な交流を促進するものです。

「誰もが、安全・安心、快適で、生き生きと活動できる都市^{まち} はびきの」

基本方針

① 高齢者、障害者等が安全・安心に活動できるまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ、妊産婦や乳幼児連れ等、移動等に制約を受けるあらゆる人が、安全かつ安心して活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路をはじめ、鉄道、バス等の公共交通施設や建物等のバリアフリー化に取り組みます。

② 重点的なバリアフリー化の推進

効果的に事業を推進するため、重点整備地区を設定し、優先的かつ総合的にバリアフリー化を進めます。なお、重点整備地区以外についても、道路や施設等の新設・改修を行う際には、本構想の考え方に基づいた整備を行うなど、将来に向けて市域全体のバリアフリー化に努めます。

③ 心のバリアフリーの促進

実効性のあるバリアフリー化を実現するためには、ハード面の整備と併せて、ソフト面の取り組みが不可欠であることから、高齢者や障害者等に対するサポート意識の醸成やマナーの向上に向けて、各種広報・啓発活動や学校教育等を通じた意識の高揚を図る取り組みを進めます。

④ 市民の参画と関係機関とが連携したまちづくりの推進

効果的、効率的な整備を進めるため、事業者や国・大阪府・市の連携を図るとともに、計画段階から市民参加を基本とし、高齢者や障害者等との意見交換を実施するなど、利用者からの視点を反映した上で、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリーの推進に取り組みます。

⑤ 歴史的資源を活かしたまちづくりとの共存

本市は、日本有数の大型古墳が集積する古市古墳群や日本最古の官道である竹内街道等、我が国固有数の歴史的資源を有していることから、歴史が感じられるような整備に配慮しながら、道路や施設等のバリアフリー化を推進します。

⑥ 計画的、継続的なバリアフリー事業によるスパイラルアップ

事業の緊急性や重要度、財政状況等を勘案した上で、短期的な取り組みと長期的な取り組みに区分し、より実現性のある事業プログラムを作成します。また、事業の推進にあたっては、「計画・目標」⇒「実施」⇒「検証」⇒「見直し改善」のサイクルを繰り返すことにより、段階的・継続的な発展に努めます。

重点整備地区の設定

古市駅周辺地区

市内の鉄道駅で最も多くの利用がある近鉄古市駅や市役所をはじめとする公共施設等、様々な日常生活施設が集積している古市駅周辺地区を重点整備地区に選定し、優先的にバリアフリー事業に取り組みます。

また、古市駅周辺地区以外の地区についても、施設・道路等の新設又は改修を行う際には、基本構想の考え方に基づいた整備を実施するとともに、基本構想の策定を検討するなど、将来に向けて市全域のバリアフリー化を推進します。

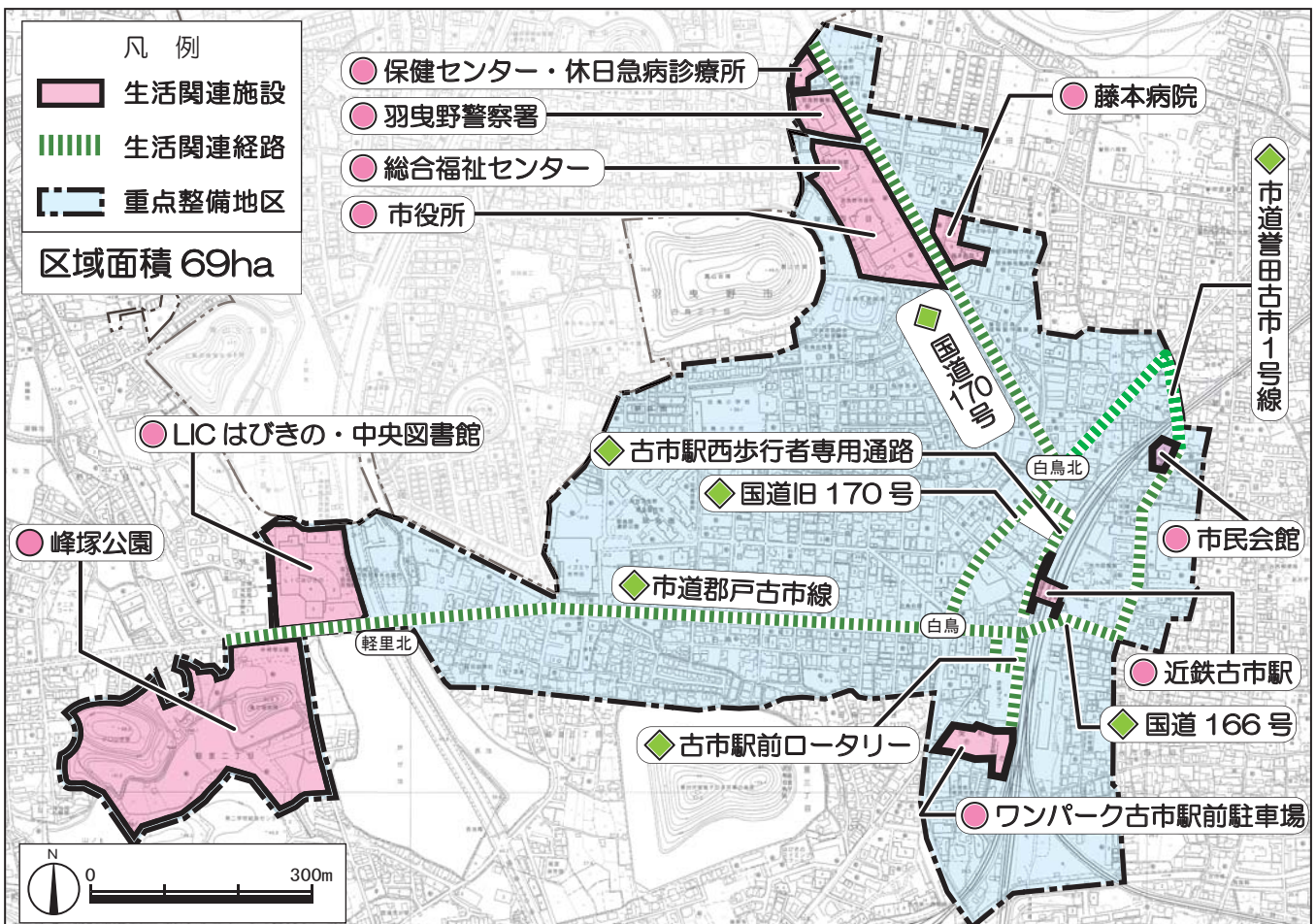
生活関連施設と生活関連経路

生活関連施設

相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設のことであり、旅客施設となる鉄道駅や官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等の特別特定建築物、また、都市公園、路外駐車場が対象となります。これらに該当する施設から優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定しました。

生活関連経路

生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、道路のほか、駅前広場、通路、その他の私道等が対象となります。生活関連施設を結ぶ主要な道路や補助的な役割のある通路等を生活関連経路に選定しました。



整備事業

整備目標時期

[短期]：平成21年～22年 [中期]：平成23年～25年 [長期]：平成26年以降

※地権者等との調整や財政状況等により、整備時期が前後することがあります。

整備方針

○高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、鉄道駅、バスの公共交通移動等円滑化基準及びガイドラインへの適合に努めます。

○鉄道駅における移動等円滑化経路の確保については、出入口から改札、トイレ及び車両の乗降口に至るまで、安全かつ円滑に移動できる経路の確保に努めます。また、設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の安全性・利便性の向上を図ります。

○バスについては、車両の低床化をはじめ、利用者の立場に立った環境整備に努めます。

公共交通特定事業

近鉄古市駅

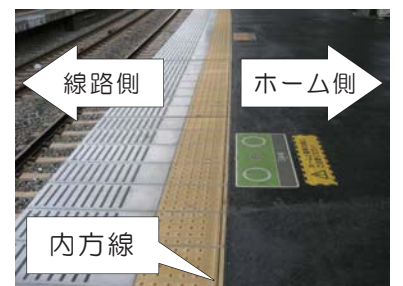
整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
エレベーターの設置			
階段への2段手すりの設置※			
多機能トイレの設置※			
視覚障害者誘導用ブロックの設置※			
券売機の蹴込みの設置※			
ホーム内方線の設置※			
ホーム待合室の扉の改修※			
運行情報提供設備の設置※			
点字案内板（触知図）の設置※			
階段・改札口への誘導チャイムの設置※			
西側出入口の勾配緩和			

※エレベーターの設置に併せて実施

近鉄古市駅の事業実施については、国・地方公共団体からの事業費補助を前提とします。



（例）運行情報提供設備



（例）ホーム内方線

近鉄バス

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
低床車両の導入			
職員教育の徹底			

整備方針

○高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、建築物移動等円滑基準への適合に努め、また、建築物移動等円滑化誘導基準や大阪府福祉のまちづくり条例等に準じた整備をめざします。

○出入口及び車いす対応駐車場から各施設の主な居室やトイレ等へのバリアフリー化された移動経路の確保に努めます。また、設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

建築物特定事業

市役所

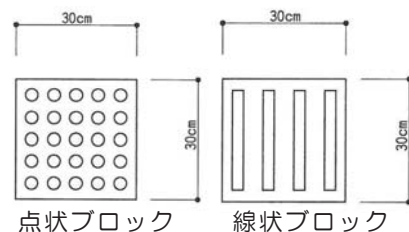
整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
案内標識の設置			
階段・スロープ接続部への点状ブロックの敷設			
視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良			
トイレへの手すりの設置			
障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置			
東側玄関部へのスロープの設置等による段差の解消			
敷地内通路の改善（駐車場入口部）			
南側玄関前通路の改善			



市役所東側玄関

総合福祉センター

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
案内標識の設置	■		
障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置		■	
出入口扉の改善（南側出入口）			■
車いす対応駐車場の改良	■		

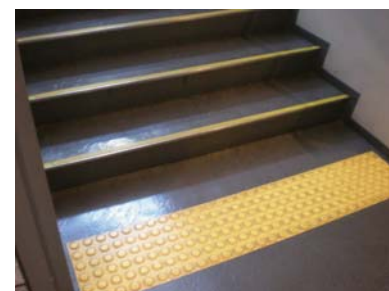


点状ブロック

線状ブロック

保健センター・休日急病診療所

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
案内標識の設置	■		
階段接続部への点状ブロックの設置	■		
視覚障害者誘導用ブロックの設置	■		
手すりの改善（1階階段）	■		
手すりの設置（診療室前）		■	
障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置		■	
車いす対応駐車場の設置	■		
敷地内通路の改善（駐車場からの経路）	■		



（例）階段接続部の点状ブロック

LIC はびきの中央図書館

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
案内標識の設置	■		
視覚障害者誘導用ブロックの改良		■	
階段段鼻の改良（アトリウム・北側出入口）	■	■	
出入口扉の改善（駐車場出入口・図書館出入口）			■



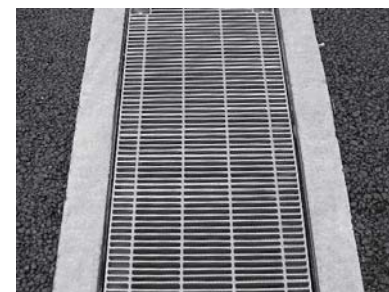
（例）視覚障害者誘導用ブロック

市民会館

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
案内標識の設置	■		
階段接続部への点状ブロックの設置	■	■	
視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良	■	■	
階段段鼻の改良		■	
エレベーターの改修			■
トイレ内の呼び出しボタンの設置（2階男子トイレ）		■	
障害者用トイレの設置			■
車いす対応駐車場の改良	■		
敷地内通路の改善（玄関前）	■	■	

羽曳警察署

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
視覚障害者誘導用ブロックの設置	■		
手すりの設置（玄関前階段）	■		
車いす対応駐車場の見直し	■		



（例）目の細かいグレーチング

藤本病院

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
視覚障害者誘導用ブロックの設置	■		
障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置	■		

整備方針

○高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、都市公園移動等円滑化基準への適合に努めます。

峰塚公園

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
段差部の解消（トイレ前、休憩施設前）	■		
障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置		■	
スロープ接続部への点状ブロックの設置	■		

整備事業

整備目標時期

[短期]：平成21年～22年 [中期]：平成23年～25年 [長期]：平成26年以降
※地権者等との調整や財政状況等により、整備時期が前後することがあります。

路外駐車場特定事業

整備方針

- 高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、路外駐車場移動等円滑化基準への適合に努めます。
- 車いす利用者が、より利用しやすい駐車スペースや移動経路の確保に努めます。

ワンパーク
古市駅前
駐車場

整備内容	整備時期		
	短期	中期	長期
車いす対応駐車場の増設	■		

整備方針

- 高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、道路移動等円滑化基準への適合に努めます。
- 道路の状況により基準への適合が困難な箇所については、当面出来る整備を行い、利用者の安全確保に努めます。

道路特定事業

国道166号

整備内容		整備時期		
		短期	中期	長期
◆ 白鳥交差点～近鉄古市駅踏切				
北側	歩道の拡幅		■	
	舗装面の修繕		■	
	勾配の緩和（横断勾配）		■	
	視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
	溝蓋の改善		■	
	電柱等障害物の移設		■	
南側	舗装面の修繕		■	
	溝蓋の改善		■	
◆ 近鉄古市駅踏切～市道誉田古市1号線				
北側	舗装面の修繕		■	
	溝蓋の設置及び改善	■		
南側	舗装面の修繕		■	
	溝蓋の設置及び改善	■		
◆ 踏切				
—	平坦性の確保			■



国道166号北側歩道



国道166号南側歩道

国道170号

整備内容		整備時期		
		短期	中期	長期
◆ 保健センター前～白鳥北交差点				
東側	舗装面の修繕			■
	勾配の緩和			■
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	溝蓋の設置			■
西側	舗装面の修繕	■		
	勾配の緩和	■		
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	■		
	溝蓋の設置	■		



国道170号西側歩道

国道旧170号

整備内容		整備時期		
		短期	中期	長期
◆ 市道誉田古市1号線～白鳥北交差点				
東側	段差の解消（脇道からの接続部）	■		
	溝蓋の設置及び改善	■		
西側	段差の解消（脇道からの接続部）			■
	溝蓋の改善			■
◆ 白鳥北交差点～白鳥交差点				
東側	舗装面の修繕	■		
	段差の解消（脇道からの接続部）	■		
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	■		
	電柱等障害物の移設		■	
	溝蓋の設置及び改善	■		
西側	舗装面の修繕			■
	勾配の緩和			■
	電柱等障害物の移設			■
	溝蓋の設置及び改善			■



国道旧170号東側歩道



国道旧170号西側歩道

市道誉田古市1号線

整備内容		整備時期		
		短期	中期	長期
◆ 国道166号～国道旧170号				
東側	舗装面の修繕	■		
	障害物の移設	■		
西側	舗装面の修繕	■		



市道誉田古市1号線東側歩道

市道郡戸古市線

整備内容		整備時期		
		短期	中期	長期
◆ 峰塚公園前～白鳥交差点				
北側	勾配の緩和	■		
	舗装面の修繕	■		
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	■		
	溝蓋の改善	■		
南側	勾配の緩和	■		
	舗装面の修繕	■		
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	■		



市道郡戸古市線北側道路

整備内容によっては沿道の事業者、地権者の協力や関係機関との協議が必要となります。

整備方針

○高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、信号機等の交通安全施設の整備に努めます。

交通安全施設

整備内容		整備時期		
		短期	中期	長期
音響信号機への改良		■		
LED信号機への取替		■		
路上駐車車両の取締りの強化		■		



(例) 従来の信号機 LED信号機

生活関連経路として選定した民間所有地を含む「古市駅前ロータリー」と「古市駅西歩行者専用通路」については、段差解消をはじめとする通路の安全、安心な歩行空間の確保に向け、地権者、関係機関とも継続的に協議・調整を行います。

バリアフリーの推進に向けて

心のバリアフリーの取り組み

心のバリアフリーは、行政が率先して取り組むことはもちろんですが、市民、事業者がそれぞれの立場で協力して取り組むことが大切です。

① 市民による心のバリアフリー

整備された歩道上への違法駐輪や看板の設置、歩道や交差点付近の違法駐車等は、単に、歩行者の通行の妨げとなるだけではなく、視覚障害者等の方が通行した場合には、事故を起こす危険性があります。高齢者、障害者等の立場に立った心のバリアフリーの意識を醸成していくため、「他人事」ではなく、「自分の問題」としてルールやマナーを捉え、考え、行動できるような取り組みを推進します。



② 事業者による心のバリアフリー

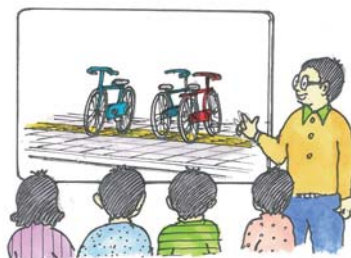
公共交通施設での高齢者、障害者等への配慮ある対応や介助の充実、道路等の施設管理者による適切な施設の維持・保全、また、公共公益施設や商店等の事業者による高齢者、障害者等への配慮の行き届いた対応を行うため、社員・職員教育をはじめ、利用者の立場に立った心のバリアフリーに向けた意識を醸成するための取り組みを推進します。



③ 行政による心のバリアフリー

市広報紙や市ホームページ等を通じて、バリアフリーに関する知識や理解を促すなど、継続的な啓発の実施に努めます。

また、児童、生徒等へのバリアフリーの実体験を通じ、バリアフリーの必要性やバリアフリーの心を育てる教育の推進を行うなど、心のバリアフリーの意識を醸成するための取り組みを推進します。



心のバリアフリーとしての取り組む内容

- 違法駐輪、違法駐車をなくし歩道の移動円滑化の促進
- 歩道上の看板等の移動障害をなくすための方策の推進
- バリアフリー実体験等によるバリアフリー・心の教育の推進
- バリアフリーに関する啓発・広報及びバリアフリー情報の発信
- 「耳マーク」「マタニティマーク」等の活用の奨励



※耳マーク

聴覚障害者が身につけることによって、耳が不自由であることを伝えるためのものです。また、施設の受付等に掲示し、筆談等の対応ができることを表すためにも使われています。



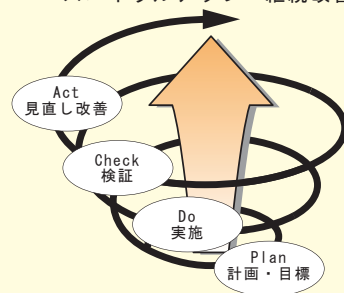
※マタニティマーク

妊産婦の方が身につけることによって、妊産婦への配慮を示しやすくするものです。また、ポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するためにも使われています。

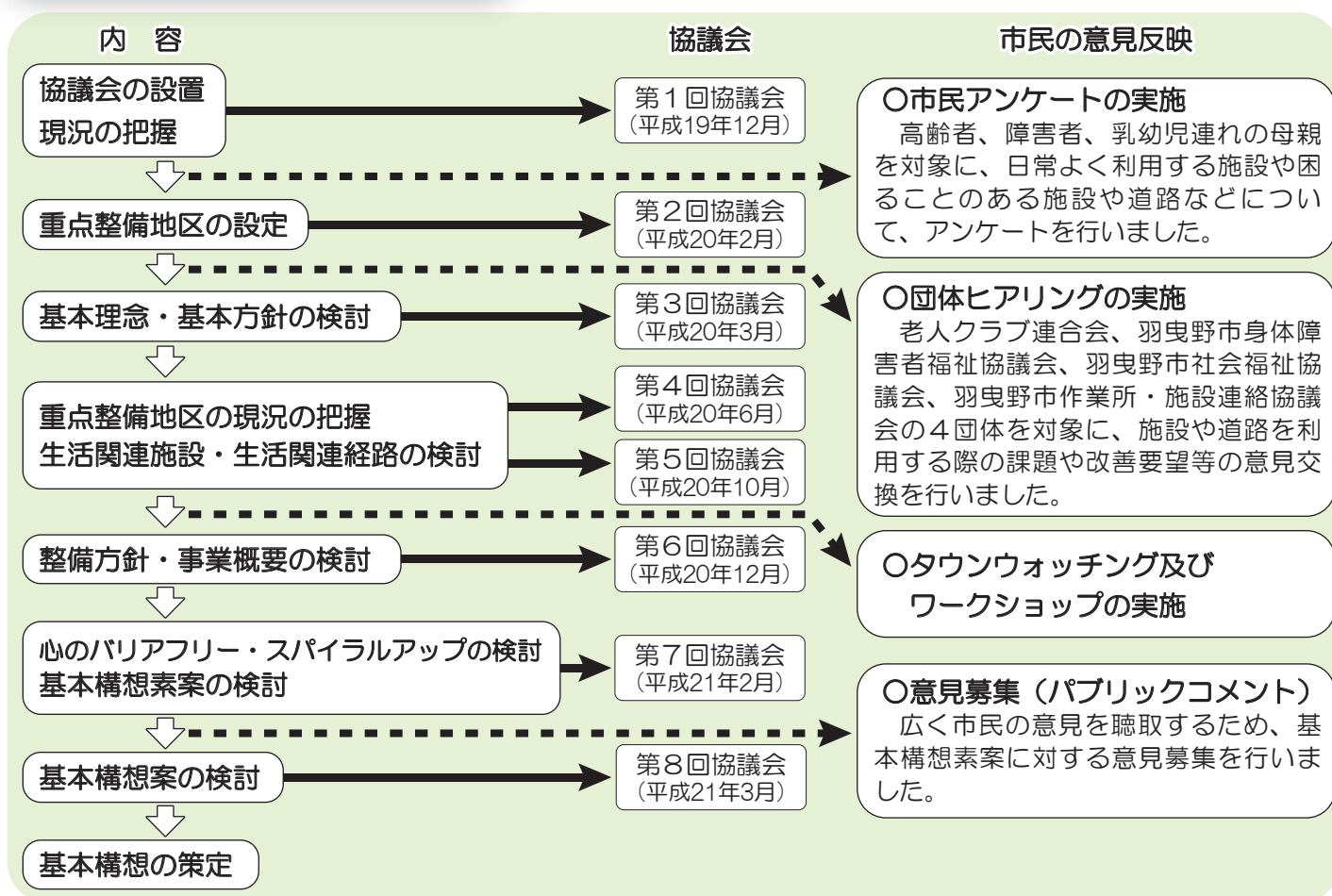
スパイラルアップ

本構想の実現に向けては、構想策定時に設置した推進協議会において、事業の進行管理や市民・事業者・行政が連携して事業の促進を図るなど、P(計画・目標)D(実施)C(検証)A(見直し改善)のサイクルを繰り返し、段階的かつ継続的な発展に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に取り組みます。

スパイラルアップ＝継続改善



基本構想策定までの流れ



羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会

高齢者や障害者、地域住民、学識経験者、商業関係者、公共交通事業者、道路管理者、警察、そのほか施設管理者等の委員で構成する協議会を合計8回開催し、意見交換を行いました。



タウンウォッチング及びワークショップ

高齢者や障害者等の市民の参加により、駅や公共施設等の多くの人々が利用する施設及びその周辺の道路等でバリアとなっている場所や課題等について、実際にまちを歩いて点検するタウンウォッチングを行いました。また、タウンウォッチングののち、ワークショップによりグループ毎にバリアフリー上の課題や整備要望等の意見交換を行いました。





羽曳野市

羽曳野市市長公室政策推進課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL: 072-958-1111 FAX: 072-958-0212

E-mail: kikaku@city.habikino.osaka.jp